

都市農業振興基本法 のあらまし



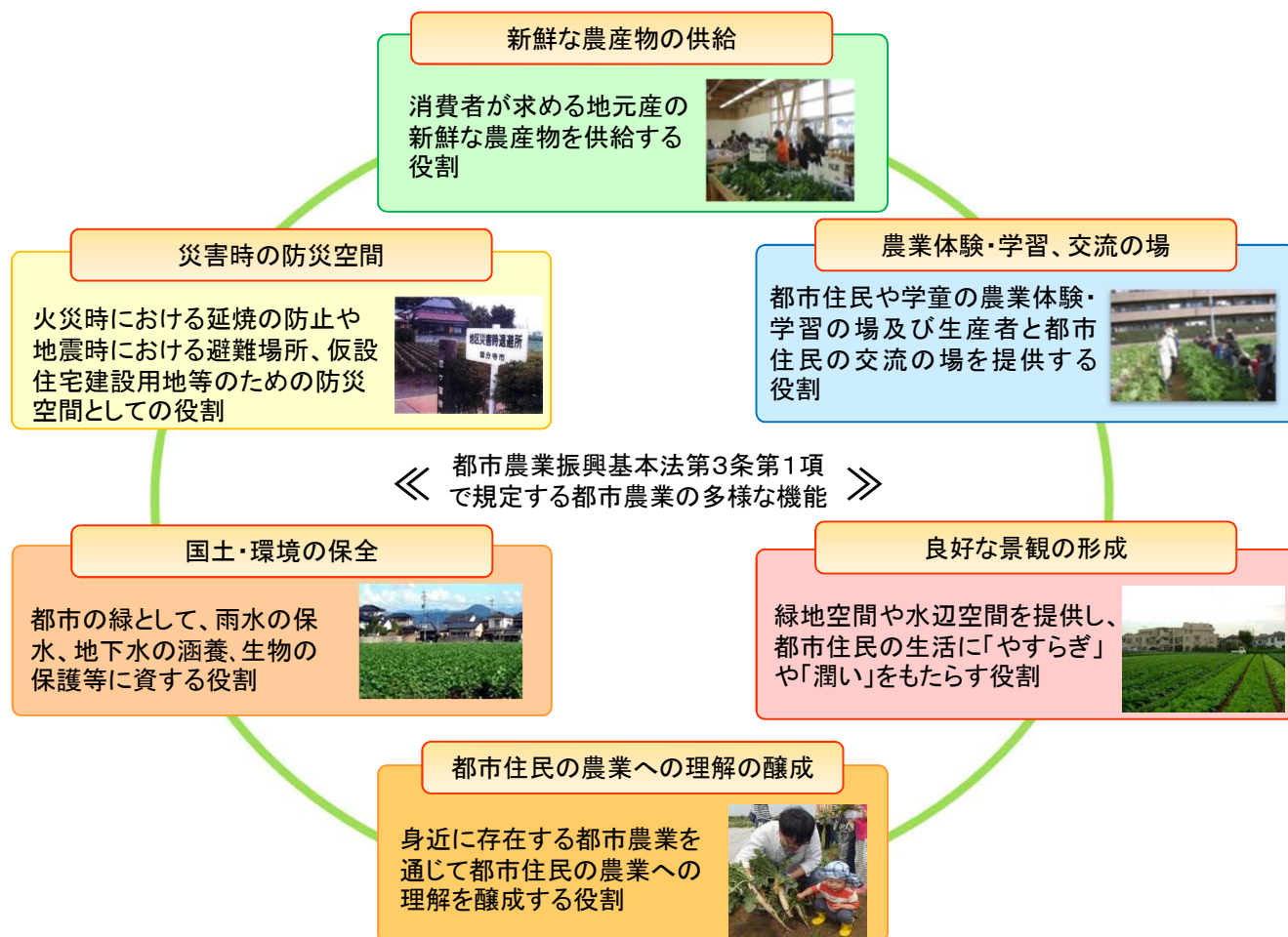
平成 27 年 7 月

農林水産省

国土交通省

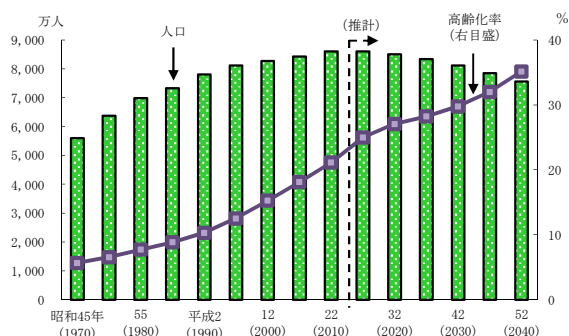
都市農業振興基本法が成立しました

- **我が国の都市農業**は、都市化の潮流の中にあっても、農業者や関係者の皆様の努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の**多様な機能を発揮**してきました。



- 人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた**都市農地に対する開発圧力も低下**してきています。

《都市における人口・高齢化の推移と見通し》

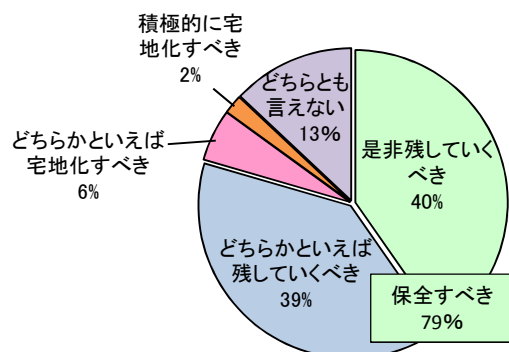


資料：総務省「平成22年国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)」を基に農林水産省で推計

注：1) 国勢調査における人口集中地区を都市とした。
2) 高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合

- 都市農業に対する**住民の評価の高まり**も見られます。とりわけ、東日本大震災を契機として、**防災の観点から都市農地を保全すべきとの声**が広がっているところです。

《都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方》



資料：農林水産省都市農村交流課調べ（平成24年度）
（回答者数：三大都市圏特定市の住民1,600名）

- **都市農業振興基本法**は、このような状況を踏まえ、**都市農業の安定的な継続**を図るとともに、**多様な機能の適切かつ十分な発揮**を通じて**良好な都市環境の形成**に資することを目的として制定されました。

〈都市農業振興基本法の制定経過〉
平成27年

4月7日 参議院農林水産委員会	全会一致で提出を決定
9日 参議院本会議	全会一致で可決
15日 衆議院農林水産委員会	全会一致で可決
16日 衆議院本会議	全会一致で可決・成立
22日 官報公布・施行	

- 基本法では、**都市農業の振興に関する基本理念**として、

- ① 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
- ② 良好な市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと
- ③ 国民の理解の下に施策の推進が図られるべきこと

を明らかにするとともに、政府に対し、必要な**法制上、財政上、税制上、金融上の措置**を講じるよう求めています。また、総合的・計画的に施策が推進されるよう、政府による**都市農業振興基本計画の策定**が義務付けられました。

- この基本法に即し、今後、農産物供給機能の向上、防災機能の発揮、的確な土地利用計画の策定等のための施策や税制上の措置など**基本的施策の具体的な検討**が進められます。これらを通じ、都市農業が安定的に継続できる環境整備等が進んでいきます。

都市農業振興基本法の概要

目的

基本理念等を定めることにより、
都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進



- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

都市農業の定義

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

施策推進のための三つのエンジン

基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

国等が講ずべき基本的施策

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進

都市農業振興基本法

(平成27年法律第14号)

<第一章 総則>

目的

第一条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

- 都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。

定義

第二条 この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。

- この法律で「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいいます。
- この法律は「基本法」であり、今後の施策運営の基本的な方向を示すものです。このため、この法律の中では、施策の対象となる「都市農業」の範囲について厳密な定義は置かれていません。
- この法律に基づく施策の対象地域については、今後、地方公共団体が定める地方計画等の中で具体的に示されることとなります。

○市街地で行われている農業(例)



[東京都小金井市]



[大阪市]

○市街地の周辺で行われている農業(例)



[さいたま市]

基本理念

第三条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

3 都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。

○ 都市農業の振興に関する基本理念として、

① 都市農業の振興は、都市農業の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効活用及び適正保全が図られるよう、積極的に行われなければならないこと

② 都市農業の振興は、都市農業の多様な機能の発揮が都市の健全な発展に資するとの認識に立って、都市農地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならないこと

③ 都市農業の振興に関する施策は、都市農業の多様な機能等についての幅広い国民の理解の下に、地域の実情に即して推進が図られなければならないことが示されました。

(参考)都市農業に関連する指標(試算)

	農家戸数	農地面積	販売金額
全 国	252. 8万戸	454. 9万ha	5兆8, 366億円
都市農業(対全国比)	22. 8万戸(9%)	8. 4万ha(2%) うち生産緑地 1. 4万ha(0. 3%)	4, 466億円 (9%)

注1: 全国の数値のうち、農家戸数は「農林業センサス」(平成22年)、農地面積は「耕地及び作付面積統計」(平成24年)、販売金額は「農林業センサス」(平成17年)による。

注2: 都市農業の数値のうち、農家戸数、販売金額は、平成23年に農林水産省が実施した「都市農業実態調査」(都市農業者を対象としたアンケート調査)及び「農林業センサス」(平成17年、22年)、「耕地及び作付面積統計」(平成24年)、「固定資産の価格等の概要調査」(平成23年)、「都市計画年報」(平成23年)を用いた推計。農地面積は、「固定資産の価格等の概要調査」(平成23年)、「都市計画年報」(平成23年)による。

注3: 都市農業の「農家戸数」は市街化区域で営農している農家数であり、併せて市街化区域以外でも営農している農家を含む。「農地面積」は市街化区域内農地面積。「販売金額」には、市街化区域以外での生産分も含まれる。

国の責務、地方公共団体の責務、都市農業者等の努力

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都市農業を営む者等の努力）

第六条 都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 国・地方公共団体は、施策を策定・実施する責務を有するものとされました。
- また、都市農業者及び農業団体は、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとされました。

関係者相互の連携及び協力

第七条 国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

- 都市農業の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされました。

法制上の措置等

第八条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

- 政府は、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置等を講ずることとされました。

＜第二章 都市農業振興基本計画等＞

都市農業振興基本計画

- 第九条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針
 - 二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

- 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により都市農業振興基本計画を定めることとされました。

《基本計画の内容》

- ・ 基本的な方針
 - ・ 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ その他必要な事項
- 基本計画の案は、農林水産大臣及び国土交通大臣が作成し、閣議決定を求めます。
- 両大臣は、計画の作成に当たっては、関係行政機関の長に協議し、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるための措置を講ずる必要があります。

地方計画

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

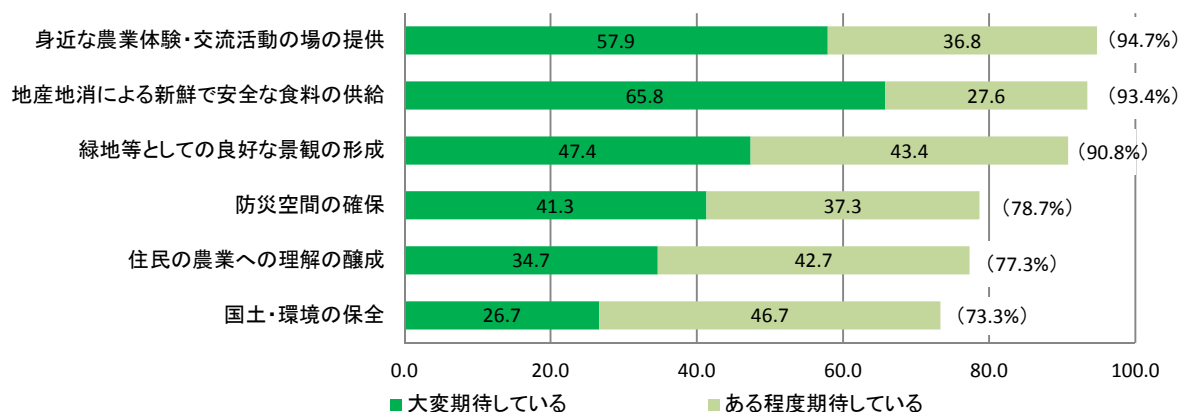
3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

○ 地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、その地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされました。

○ 地方公共団体は、地方計画の策定に当たっては、都市農業者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるための措置を講ずるよう努める必要があります。

（参考）地方公共団体における都市農業の多様な機能への期待（大都市を対象とした調査）



資料：農林水産省都市農村交流課調べ（市街化区域内に農地のある市区町村の農政担当部局へのアンケート調査。
人口密度5,000人/km²以上の都市を大都市として集計。回答数78自治体）（平成24年度）

＜第三章 基本的施策＞

農産物を供給する機能の向上、担い手の育成及び確保

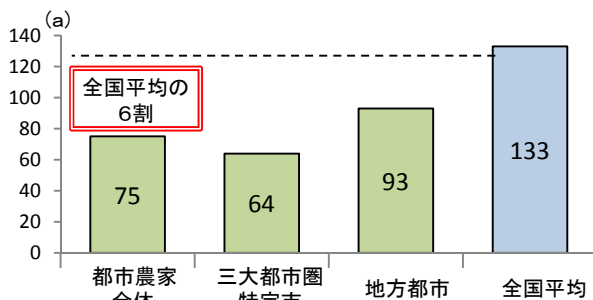
第十一条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、農産物の生産に必要な施設の整備、都市農業の特性に応じた農業経営の展開のための技術及び知識の普及指導、都市農業に関連する諸制度についての情報の提供、都市農業の経営の安定向上に資するための農村地域における営農との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、都市農業の農産物供給機能の向上と担い手の育成・確保を図るため、必要な施策を講ずるものとされました。

＜都市における農業生産の状況＞

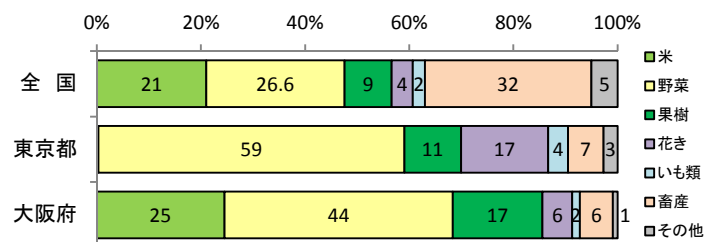
都市農業の経営は全国平均と比べて小規模ですが、消費地の中での生産という特性を活かし、野菜を中心に多様な作物が生産されています。

○農家1戸当たり経営耕地面積



資料：都市農家は、農林水産省「都市農業実態調査(平成23年)」(市街化区域内に農地を所有する農家を対象としたアンケート調査)、全国は、「2010年世界農林業センサス」による。

○農産物の部門別農業産出額の割合



資料：農林水産省「生産農業所得統計(平成25年)」

＜農産物供給機能の向上＞

都市農業の農産物供給機能の向上に向け、必要な施策を講ずるものとされました。



〔神奈川県農業技術センターの技術指導の様子(神奈川県川崎市)〕

＜担い手の育成・確保＞

都市農業の担い手の育成・確保が求められる中、新たな担い手の参入も進んでいます。



〔東京都の新規就農者グループ「東京NEO-FARMERS!」〕

防災、景観形成、国土・環境保全

第十二条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に発揮されるよう、これらの機能に関係する計画における当該機能の位置付けの明確化、都市農業を営む者等とのこれらの機能の発揮に係る協定の締結、これらの機能の発揮に資する施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

○ 国及び地方公共団体は、都市農業の有する防災、景観形成、国土・環境保全等の機能が的確に発揮されるよう、必要な施策を講ずるものとされました。

《防災》

建築物の密集する都市において農地は貴重な空き地でもあり、防災面においても、火災時の延焼の防止や地震の際の避難場所・仮設住宅建設用地の提供等、多様な役割を果たします。

○延焼シミュレーションによる農地の延焼防止機能（出火後、6時間経過後の延焼の拡大状況）



○防災訓練



〔都市農地や農業用水を利用した防災訓練の様子（大阪府貝塚市）〕

出典：（一財）農村開発企画委員会「都市農業の振興推進報告書」（平成24年度）

《景観形成》

都市農業は、緑地空間、水辺空間の提供により良好な景観の形成にも役立っています。



〔「農の風景育成地区」の景色（東京都世田谷区）〕

《国土・環境の保全》

都市農業は、多様な生物を保護するなど、国土・環境を保全する機能も果たしています。



〔田んぼの生き物調査の様子（愛知県一宮市）〕

的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策

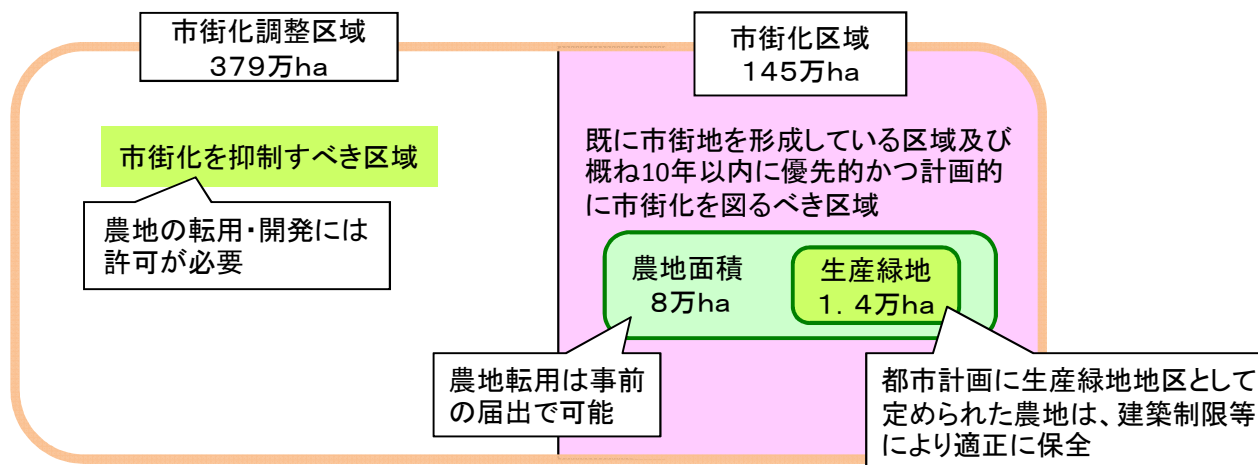
第十三条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、必要な施策を講ずるものとされました。

《現行の都市農地に関する制度と規制》

都市農地に関する制度や規制は、都市計画法、生産緑地法、農地法等で定められています。

○土地利用の区域区分と規制(概念図)



市街化区域、市街化調整区域、生産緑地地区面積：国土交通省都市局「都市計画年報」(H25)

○市街化調整区域での都市農業(例)



横浜市では、市街化調整区域内に「農業専用地区」を設け、農業施策を優先的・重点的に実施しています(長津田台農業専用地区の風景)

○生産緑地での都市農業(例)



生産緑地地区は、全国で1万4千haが指定されています(東京都杉並区の生産緑地地区)

税制上の措置

第十四条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、土地利用計画とこれに基づく措置を踏まえ、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとされました。

＜現行の都市農地に関する税制＞

都市農地、特に市街化区域内農地は、一般の農地と比較して地価の水準が高いことから、経営に対する税の影響に配慮した仕組みが設けられています。

○相続税納税猶予制度

		三大都市圏の 特定市(注1)	三大都市圏の特定市 以外の市町村	納税猶予期間の終了事由 とならない貸付け
市街化区域内の農地		適用なし	適 用 (20年継続で免除)	営農困難時の貸付け
	生産緑地地区	適 用 (終身営農が必要)		
市街化調整区域等の農地		適 用(終身営農が必要)		営農困難時の貸付け 基盤法による政策的貸付け

○固定資産税

	三大都市圏の特定市(注1)	三大都市圏の特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並評価・宅地並課税	宅地並評価・農地に準じた課税(注2)
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税
市街化調整区域等の農地	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

注1:三大都市圏の特定市とは次に掲げる地域を指します。

- ① 都の特別区の区域
- ② 首都圏、近畿圏又は中部圏内にある政令指定都市
- ③ ②以外の市でその区域の全部又は一部が以下の区域内にあるもの
 - ・首都圏整備法に規定する既成市街地又は近郊整備地帯
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域又は近郊整備区域
 - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域

注2:三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地は、評価は宅地並となるものの、課税の際には負担調整措置(税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置)が講じられます。

農産物の地元での消費の促進

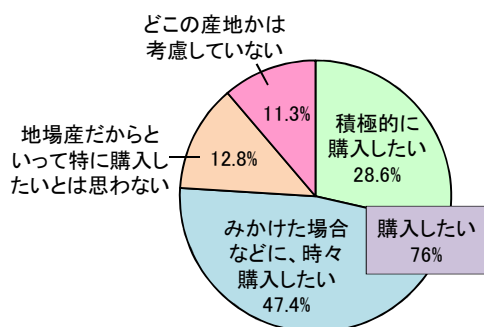
第十五条 国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、直売所の整備、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供、学校給食等における地元産の農産物の利用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○ 国及び地方公共団体は、地産地消の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとされました。

《地産地消の動き》

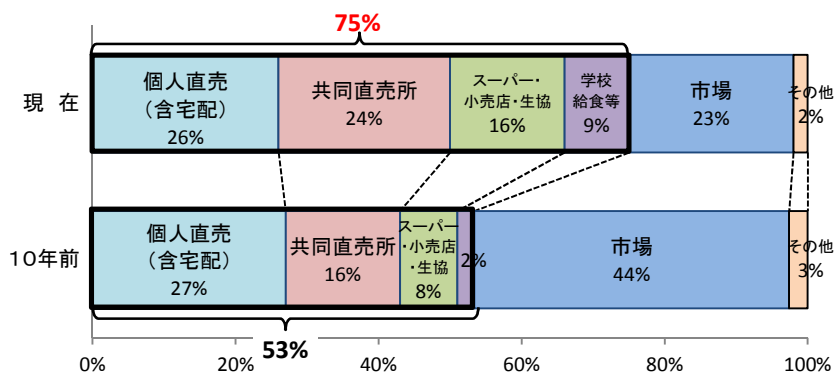
都市においても、多くの消費者から地元産の野菜を食べたいとの声が聞かれます。このような声を受け、都市農業での直売等の割合が拡大しています。

○地場産野菜の購入の意向



資料：農林水産省都市農業室調べ(平成26年度)
(回答者数：三大都市圏特定市の住民2,000人)

○市場外流通の拡大(東京都の例)



資料：東京都産業労働局農林水産部
「平成23年度都市農業実態調査(野菜生産農家の出荷・販売に関する実態調査)」

○地産地消の先進的な取組



大阪府東大阪市では、地元産の野菜を買うことで地域の農地を守って、という「ファームマイレージ²運動」に取り組んでいます(直売所のポスター)



大阪府箕面市では、地元農家と箕面市農業公社の協力により安全安心な給食材料として、箕面産野菜を学校給食に取り入れています。



福岡県北九州市では「地元いっばん」のキャッチコピーで、地元農産物の魅力を伝えています(「地元を食べよう北九州」のHP)

農作業を体験することができる環境の整備等

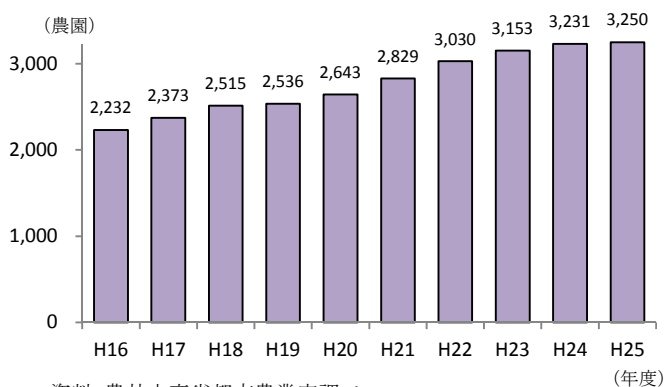
第十六条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する第三条第一項の機能のうち同項の場を提供する機能が発揮されるようにするとともに都市における農地の有効な活用が図られるようにし、及び都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができる環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、都市住民が身近に農作業に親しめる場等を提供するため、必要な施策を講ずるものとされました。

《市民農園》

野菜や草花を育ててみたいという都市住民のニーズを受け、市民農園は年々増加しています。また、農家の指導付きなど、利用者のニーズを踏まえた多様な農園が誕生しています。

○都市的地域の市民農園数の推移



資料：農林水産省都市農業室調べ

注：「都市的地域」とは、農林統計に用いる地域区分であり、次のいずれかを指す。
 ・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。
 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。

○農家が指導する農業体験農園



〔農園の様子(京都市)〕

《福祉農園》

都市農地を、障害者の就労の場や高齢者の生きがいづくり・健康づくりの場として生かす取組も始まっています。



〔露地栽培による障害者雇用農園
(茨城県つくば市)〕



〔施設園芸による障害者雇用農園
(岡山市)〕



〔特別養護老人ホームに併設された
高齢者福祉農園(千葉県四街道市)〕

学校教育における農作業の体験の機会の充実等

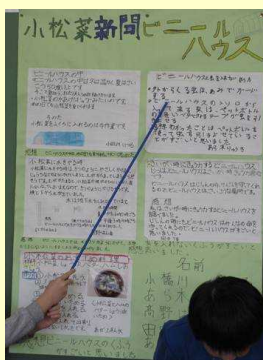
第十七条 国及び地方公共団体は、前条の教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会を充実させるようにするものとする。

○ 国及び地方公共団体は、特に学校教育において、農作業の体験、都市農業者との交流等、農業に関する学習の機会を充実させることとされました。

《学校での都市農業の学習》

都市農業者の協力を得て、都市部の学校でも農業学習が行われています。

○教室と畑を組み合わせた総合的な農業学習



〔教室での学習と畑での見学・体験を組み合わせ、総合的に農業を学んでいます。（東京都足立区）〕

○校内施設の活用



兵庫県姫路市の小学校では使わなくなったプールを改装し、地域特産であるレンコンの栽培体験が行われています。

○職場体験



東京都清瀬市では地元農業者の協力を得て、中学生が農業の職場を体験しています。（写真提供：全国農業新聞）

○農業学習の指導マニュアル



埼玉県では都市部も含めほとんどの小・中学校に学校ファームが設置され、指導マニュアルも充実しています。（埼玉県、JA作成）

国民の理解と関心の増進

第十八条 国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動、都市農業を営む者と都市住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、必要な施策を講ずるものとされました。

《都市農業に関する広報活動》

インターネットや出版物を利用して、都市農業に関する様々な情報が発信されています。

○農林水産省事業によるHPの開設



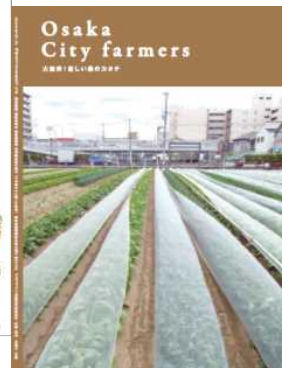
○自治体における情報誌の発行



さいたま市



横浜市



大阪市

<http://toshi-nogyo.jp/kinou/shokuiku.html>

《都市農業者との交流活動》

農業祭は、都市住民と都市農業者の交流の場となっています。



〔東京都東久留米市〕



〔千葉県松戸市〕



〔兵庫県西宮市〕

都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等

第十九条 国及び地方公共団体は、都市農業に関心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、農業に関する知識及び技術の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、都市農業に関心をもち都市住民が多様な取組に積極的に参加できるよう、必要な施策を講ずるものとされました。

《都市住民を対象とした知識・技術の普及》

農業に関心を持つ都市住民を対象として、農業技術や都市農業に関する知識を伝える講習会が開かれています。



〔中高年ホームファーマー事業による住民を対象とした栽培技術の研修（神奈川県）〕



〔都市農業者を支援する農業ボランティアの育成講座（名古屋市）〕



〔消費者を対象とした都市農業学習講座（兵庫県）〕

《都市住民の参加》

都市農業に関心を持つ住民が積極的に地域の農業に関わることのできる場が設けられています。



〔三富地域でのボランティアによる落ち葉掃き（埼玉県所沢市）〕



〔住民の協力により農業用水を管理する用水守制度（東京都日野市）〕



〔農業ふれあいツアーでの地元野菜の収穫体験（大阪府枚方市）〕

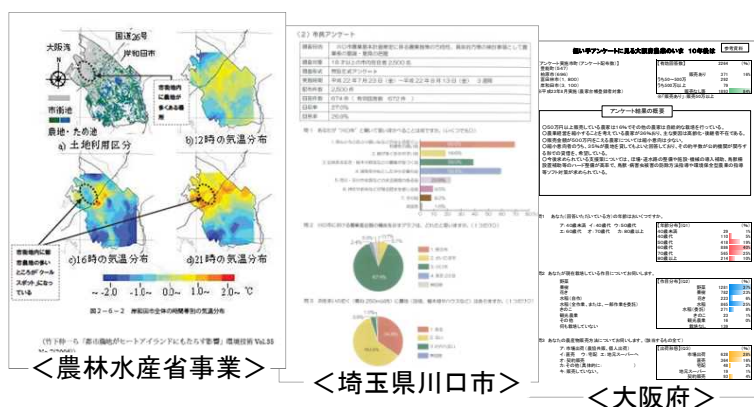
調査研究の推進

第二十条 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。

○ 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとされました。

《都市農業に関する調査研究》

国や地方公共団体において、都市農業の多様な機能の研究、都市農業者や住民の意識調査などが行われています。



国土交通省における都市の緑に関する調査報告会の様子

連携協力による施策の推進

第二十一条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第十一条から前条までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならない。

○ 農林水産大臣及び国土交通大臣は、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所管する施策を推進することとされました。



〔東京都練馬区の農業体験農園(撮影:井坂英彰)〕

連絡先：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室

住 所：〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

直 通：03（3502）0033

本資料は、以下の農林水産省のHPに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/index.html